

岩手県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成21年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 二戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成7年岩手県告示第34号二戸都市計画下水道事業二戸市公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成7年岩手県告示第34号、平成8年岩手県告示第780号、平成12年岩手県告示第189号、平成14年岩手県告示第217号の事業地のうち、二戸市掘野字大川原毛地内において変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成7年1月13日から平成26年3月31日まで